

平成 20 年第 5 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 藤 文 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也	企 画 情 報 課 長	竹 内 規 悦
市 民 課 長	木 内 利 雄	農 林 水 産 課 長	阿 部 誠 一
商 工 課 長	森 孝 良	観 光 課 長	武 藤 一 男
建 設 課 長	齋 藤 正 司	都 市 整 備 課 長	佐 藤 正
教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第5号

平成20年6月18日(水曜日)午前10時開議

- 第1 報告第2号 繰越明許費の報告について
- 第2 議案第66号 平成20年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及びその承認について
- 第3 議案第67号 にかほ市未来創造基金条例制定について
- 第4 議案第68号 にかほ市市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第69号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第70号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第7 議案第71号 市道路線廃止について
- 第8 議案第72号 市道路線の認定について
- 第9 議案第73号 公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について
- 第10 議案第74号 平成20年度にかほ市一般会計補正予算(第2号)
- 第11 議案第75号 平成20年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第1号)
- 第12 一般会計予算特別委員会の設置
- 第13 議案及び陳情・請願の付託
- 第14 請願の紹介

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づき出席を求めた者の名簿は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、報告第2号繰越明許費の報告についてから、日程第11、議案第75号平成20年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第1号)までの11件を一括議題とします。

これから質疑を行います。質疑に当たっては、自己の思いや意見を入れられないよう注意してください。

なお、発言は自席で行ってください。

報告第 2 号繰越明許費の報告について及び議案第 66 号平成 20 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及びその承認について、2 件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで報告第 2 号及び議案第 66 号の質疑を終わります。

次に、議案第 67 号にかほ市未来創造基金条例制定についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） この条例は、寄附をなるべく多くしてもらうための、そういった整備に関する条例ですが、当然市民の皆さんにこういう条例ができたよという、そういう周知はもちろん大切なんですけれども、県外の方にこういう条例ができたので、受け入れのほうは万全ですよ、何とか少しでも 1 人でも多くの寄附をお願いしたいというような趣旨が当然あるかと思われませんが、そういった県外の人に P R してこそ効果が得られる条例だと思われませんが、そのためにはどのような方策が考えられるか、お尋ねします。

補正予算対応で若干パンフレット等つくるといったような議案説明でありましたけれども、そのほかにどういった方法があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） それでは、ふるさと納税制度の P R、あるいは周知についての方策についてお答えいたします。

ふるさと納税制度の P R 用のリーフレットの配布先は、補正予算において御説明のとおり、今年度は、ふるさと会の会員の方や、ふるさと宣伝大使に対し、重点的に行うこととしております。また、基金条例案が議決いただければ、制度の内容や募集案内について、市の広報誌、ホームページ等掲載し、周知を図り、広く募集展開を行うこととしております。さらに、秋田県リーフレットの窓口情報の掲載、ホームページ上でのリンクや北都銀行、秋田銀行の県外支店窓口へのリーフレットの備えつけ、両ホームページとのリンクも効果的であると考え、この後、申し入れする予定としております。加えて、秋田県が都内銀座に A ターン情報などの発信拠点として開設しているふるさと暮らし情報センターや、品川のアンテナショップに市観光情報とあわせて、本市のふるさと納税制度のリーフレットも備えつけ、周知と募集の拡大を図りたいと考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 22 番議員、よろしいですか。

22 番（佐々木正己君） はい。

議長（竹内睦夫君） 次に、12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 同じ議案で質問します。

このふるさと納税にかかわる基金については、他の市町村でも準備をされていて、幾つか条例を見ました。本市の場合は、この使い道、財源としては大きく三つ挙げております。自然環境、文化関

係、環境関係、そしてその他というふうにしておりますが、教育、あるいは福祉関係、これも本来は1項目あってしかるべきではないかというふうに思ったわけです。というのは、特に象潟小学校や象潟中学校に対しては、図書室に本をとということで、これまで寄附をいただいていた経緯もあるわけです。ですから、その点などを考慮して、教育、福祉、入るのかなと思いましたが、それがないわけで、どんな意図からか、あるいは何か考えがあつてのことか、その点、伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 村上議員の御質問にお答えします。

この基金条例の目的で、自然や景観、伝統芸能や文化遺産の継承と個性豊かな活力のある地域づくりの推進を掲げております。確かに、基金条例第5条では、教育、福祉といった文言は表示されておきませんが、寄附された方々の思いを遂げる、あるいは思いにこたえることをこの基金条例の基本としております。したがって、4号の寄附者の思いに沿うと認められる事業として対応することと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

なお、今後のふるさと納税の周知や募集に当たっては、寄附される方々が選択、あるいは自身の思いを記載できるように、また、作成するリーフレットや申込書の中で、具体例を示しながら、教育、福祉などの充実についても記載する予定としております。

なお、基金条例案を議決いただいた場合には、速やかに所定の手続を行い、公布し、施行したいと考えております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 今、話したことはわかりますが、これまでの象潟小・中、特に図書ということで、寄附している過去の実績があるわけです。ですから、そのことについては、この条例をつくるときに検討しなかったのかどうか、そのことについてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 御指摘のとおり、さまざまな角度からこの基金条例制定については議論いたしました。その中で、今回のこの基金条例の制定に当たっては、特に先ほど目的でお話ししましたとおり、自然環境、あるいは伝統芸能、文化遺産、現在脈々と受け継がれているものについて後世に引き継いでいくと、環境問題も含めてでございますけれども、そこに視点を置いてこの条例を制定したところでございます。繰り返すようではございますけれども、それ以外についてもさまざまな施策もありますし、寄附される方々の思いもあろうかと思っておりますので、繰り返すようではございますけれども、その思いには十分こたえるべく手続、あるいは申し込み等で考慮していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 教育福祉関係の論議があつたかなかったという点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 教育、福祉についても議論はありました。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第67号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 67 号の質疑を終わります。

なお、暑いようでしたら、上着を脱いでください。

次に、議案第 68 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 4 点通告しておりますが、一つ目は、今度は天引きされるとされる 65 歳以上の公的年金受給者、これが一体どのくらいいるのかということです。65 歳以上の人は、年金から介護保険も引かれる、それから、75 歳以上になると、後期高齢者の保険料も引かれるというのが 2,500 人くらいということでしたし、そのうち国保税もということになると大変な状況になるといふふうに思われるので、どのくらいの人が該当するのかというのが 1 点目です。

それから、年金が月 1 万 5,000 円以下、この人は年金からの天引きはなしということですが、その人数についてもお知らせ願いたい。

三つ目は、やはり年金額があまり多くない人と同じように、老齢基礎年金額を超える人についても配慮されるということですが、その人数、それから一番大変だと思うのは、これまで特別徴収をしていなかった、特に口座から引き落とししてもよいと言っていなかった人も引かれるということになると大変だと思うので、このやり方が必要だと考えているのかどうか。それから、もし調査がありましたら、現在、口座引き落としでいいよというふうになっている人も、わかればお知らせ願いたい。以上、4 点です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） そうすれば、お答えいたします。

の 65 歳以上の公的年金受給者の人数はということでございますけれども、平成 20 年度住民税の課税データにより調べたところ、約 7,800 人でございます。なお、そのうち、住民税の非課税者は約 5,300 人、課税者は約 2,500 人となっております。

の年金額が 18 万円未満の人は何人いるのかという御質問でございますけれども、同データによりますと 1 名でございます。

の特別徴収が老齢基礎年金額を超える人は何人かという御質問でございますけれども、公的年金等にかかわる住民税が老齢基礎年金額を超える方はおりません。なお、公的年金等以外の所得があり、その合計額として平成 20 年度の年金受給者の住民税が 18 万円以上の方は 287 人であります。ただし、現時点において、個々の老齢基礎年金額を把握してございませんので、実際にその年金額を超える人数は不明でございます。実際に引き落としの段階で、判明するものと、社会保険庁のほうとのデータのやりとりの中で判明するものと考えております。

の年金からの特別徴収は必要と考えているのかということでございますけれども、これからの高齢化社会の進展に伴い、公的年金を受給する高齢者が増加することが予想されていることから、納税者の利便性を図るとともに、市税の徴収事務の効率化を図る観点から、必要であると考えております。

それから、口座振替による住民税の年金者の人数ということでございますけれども、今、その人数については把握してございません。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 最後の必要かどうかということに関連してですが、これは、本来であれば、現在まで行ってきたように、口座引き落としをできるだけしてほしいというふうに要請をして、それにこたえる人が口座引き落としをしてもらうというふうにしてやってきたわけです。ですから、希望しないのに、天引きということで、手元に入る前に引かれるというのは大変な状況ですので、これは、天引きではぐあいが悪いと、自分で納めにいくというふうに異議申し立てはできるのかどうかというのが一つ。

それからもう一つは、さっき高齢者の利便性を考えて天引きするというふうなことのようですねけれども、現在、口座引き落としをしていないで納めに来ている、別の納め方をしているという人も結構いると思うわけです。そういう人にとっては、これは利便性とは直接かかわりはないのではないかとこのように思うので、その点の判断はどのようにしているか、その2点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 第1点目の特別徴収に対する選択肢があるのかという御質問のようでございますけれども、今、具体的な事務手順、まだ細部までは明記されておりませんが、基本的には、年金所得にかかわる部分については特別徴収となると。ただし、年金所得とそれ以外の所得のある場合においては、それ以外の所得については普通徴収という選択肢もあるというふうに考えているところなんですけれども、その辺の具体的な条件等があるかと思っておりますけれども、それがまだ明示されておりませんので、どのような場合ということまではこの場ではまだお答えできない状況下にあります。

それから、利便性の話ですけれども、これまで村上議員からお話のとおり、住民税以外についても口座振替の推進を行ってきたところで、それによりまして、その利便性やら、納税事務の効率化を図ってきたところでございます。今回の改正によりまして、先ほども申し上げましたとおり、これまで口座振替、あるいは普通徴収で行われた方については、それぞれの判断のもとに選択をしながら行われてきたわけですけれども、今後、高齢者が増加することによりまして、今後ふえる方にとってはこういう制度もあるんだよということを周知しながら、その利便性というものもとらえているところでございます。あわせて、当然ながら、先ほども申し上げましたとおり、納税事務としては、特別徴収という手法が、口座振替も当然でありますけれども、効率化につながるものと考えているところでございます。

【12 番（村上次郎君）「はい、いいです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 68 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 68 号の質疑を終わります。

次に、議案第 69 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。初めに、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） この条例改正案について3点伺いたいと思います。

最初に、今年度から後期高齢者支援金が課税されることになるわけです。それからもう一つは、

合併によるところの3地区の税金のいわゆる統一もなるわけです。そこで、計算してみました。私、象潟地域なので、象潟地域の場合、これまでどうなのかと、それから条例が改正された場合どうなのか、計算をしてみました。所得割100分の9、これまでです。資産割が100分の14、均等割、被保険者1人につき2万9,000円、平等割1世帯について3万1,000円でした。これが改正になりますと、所得割100分の8と、均等割いわゆる被保険者1人につき4万1,300円になるわけです。これまでの最も国民健康保険料が高くなる4方式から2方式になるために、低くなったと思いましたが、しかし、被保険者2人の場合で、単純に計算してみました。所得が300万円の場合は、35万9,000円が、32万2,600円に、200万円の人は26万9,000円が24万2,600円に、100万円の人は17万9,000円が16万2,600円に、80万円では16万1,000円が14万6,600円に、50万円では13万4,000円が12万2,600円になります。こういうふうに見ますと、所得に対する税額はそれぞれ11%、12%、16%、18%、24%となります。所得の低い人の負担が高くなる傾向にあります。所得割をもとの100分の9にし、均等割を低くすることなど検討されたのか、伺いたいと思います。

二つ目は、国民健康保険審議会の審議日程と議論が集中された条項はどの部分だったのか。さらに、市の原案について論議された結果、この出された条例改正案に反映された、いわゆる修正された事項はあったのかどうか、なかったのか。

3点目は、国保税は、4月支給の年金から引かれていますが、特別徴収と普通徴収の人数と金額について伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） お答えをいたします。にかほ市の国保の被保険者は1世帯当たり平均1.8人となっておりますので、被保険者2人の場合をにかほ市の平均として計算をしてみますと、御指摘のとおり、所得割額と均等割額の合計額では所得の低い人のほうが所得に対する負担割合が高くなる傾向にあります。これは所得の低い人にも高い人も、同じ額を負担していただく均等割額がある以上、どうしても出てくる現象でございます、これは被保険者3人、4人となっても同じことでございますし、また、改正前の税率でも同じ現象が出ていたところでございます。そのために、国保には7割、5割、2割という減額制度が設けられまして、低所得者層の負担を低く抑えるための措置が講じられておりますけれども、竹内議員も御承知のとおり、これを実施できるのは、前年度または当該年度の応益割合が45%以上55%未満の場合とされております。竹内議員の御提案のように、所得割額を100分の9とした場合には、均等割額は3万4,000円程度なるのでございますが、この場合の応益割合は、42%となってしまいまして、減額制度が実施できないこととなります。改正案の作成に当たりましては、100分の9以外にもさまざまなケースで試算を行ったところでございますけれども、御提案申し上げております改正案の場合には、応能割合が49.79%、応益割合が50.21%となりまして、低所得者層に対する減額制度も実施できるように配慮したものでございますので、御理解をお願いいたします。

次に、国保運営協議会の審議日程と議論が集中した部分についてであります。国保税率につきましては、合併協議におきまして、平成20年度に統一することになっておりましたので、これまで開催してきた合併後の運営協議会においては、幾度となく議論を重ねてきたところでございます。平

成 19 年 8 月 22 日開催の第 2 回運営協議会では、より平等性を図る観点から、課税方式を 4 方式から 2 方式にすることを答申をいただいたところでございますし、平成 20 年 1 月 25 日開催の第 3 回運営協議会では、税率改正の基礎となる賦課総額の把握と、それをもとにした平成 20 年度予算の審議などを行っていただいたところでございます。

平成 20 年 4 月 30 日開催の第 1 回運営協議会では、今までの議論や答申などを踏まえまして、平成 19 年度確定申告の結果による課税標準所得をもとにして算定しました税率改正案を諮問し、適当と認める旨の答申をいただいたところでございます。

これまで議論が集中した部分といたしましては、一つには、一般会計からの繰入金や課税限度額のあり方、二つ目としましては、国保制度が抱える問題や低所得者層への配慮の問題、三つ目といたしましては、国保税のこれ以上の負担は厳しいという認識による改正税率を低く抑えるための模索、四つ目といたしまして、医療費を抑制するための保険事業の実施、それから五つ目には、医療制度改革に対する要望などなど、さまざまな視点から議論がなされておりますが、特に被保険者の負担に関する部分につきまして議論が集中しているところでございます。

また、今回の諮問で、市の改正案が修正された事項等はございません。

次に、国保税の特別徴収と普通徴収の人数と金額についてであります。4 月支給の年金から天引きした特別徴収の方は、701 人で、金額は 1,133 万 9,400 円となっております。また、普通徴収につきましては、7 月中旬の納付書発行の際に、人数と金額が確定することになります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 応能の分とそれから応益の分、大体 50・50 という話はわかっているわけですが、これをです、確かに、税額の 7、5、3、これもあります。ありますけれども、やっぱり応能のほうを例えば 0.1 でも、あるいは 0.2 でも、そういう必ずしも 9 ということじゃなくて、あるいは 8.3 とか、8.4 とか、そういうこともできるわけです。したがって、そういうふうにして低所得者に対して — 低所得者というより、所得の低い人に対して、もっとやっぱり配慮をしたものが、そういう意見というのが審議会の中にも出されたと思うんですよ、具体的にね。そういう試算も何回かしていると思うんですけれども、そういう試算を何種類つくってやったのか。

それから、今度は、後期高齢者の支援金のものが足されたことによって、全体の限度額というのがふえるわけですね。47 万円プラス 12 万円の 59 万円というか。したがって、その分は、はっきり言うと、やっぱり増税になるわけですよ。そういうことがあるわけですから、なおさらそういうことについて、皆さんのほうでちゃんと試算を何十通りもやって、出してきた内容なのか、この点について、ひとつ伺いたいと思います。

それから、国保の 4 月支給、年金 701 人の 1,133 万 9,400 円、特別徴収と普通徴収の人数と金額というのは 7 月の段階でわかりますと、この条例が改正になって初めて出てくるものだと思いますけれども、おおよそのさっきの審議会でのどのぐらいが必要なのか、そういうふうに検討されていると思うんですが、おおよその人数と金額というのは出されているんですか。きょうはできませんか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 試算につきましては何通りやったかということでございますが、今、ここで何通りという数字は持ってきておりません。ただ、先ほど申し上げましたとおり、100分の9以外にもいろんなケースで試算をしまして、より応益と応能の割合が50%、50%に近い、現在の改正案を御提案したものでございますので、御理解を願いたいと思います。

それから、二つ目の、4月1日現在の国保世帯数は4,175世帯でございましたので、4月の特別徴収の人数を差し引いた3,474人が今のところ普通徴収の対象となるという予定でございます。

ただ、金額につきましては、竹内議員が申されましたとおり、各個々の所得によって上下してまいりますので、金額は今のところ押さえてございません。

それから、6月15日の特別徴収となる人数は今のところ697人で、金額は1,119万5,400円の見込みでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 応能のほうは50、50と言いながら、47.9%ですか、低いわけですね。そして、応益のほうは50.01%と。これを例えば50、50に近づくようにするというのなら、例えば49とか、そしてこっちのほうは49、そういう形での検討はできなかったんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 先ほども申し上げましたとおり、幾通りも試算を行いました。その結果、私どもとしまして、今、御提案申し上げている税率がベストだと考えまして、国保運営協議会にも諮問をいたしましたし、きょう、議案としても御提案申し上げているところでございますので、何とか御理解をいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 次に、22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 3点お伺いします。

基礎課税限度額が56万円から47万円になる一方、後期高齢者支援金等課税限度額が12万円の設定ということに新たに出てきたわけですけれども、この場合、59万円の内訳は、47万円プラス12万円ですね。59万円納める人が当然出るというふうに考えていいのかどうか、これが第1点です。

それから、4方式から2方式の課税に変更としたとなっております。今も出ておりますが被保険者の納税額に、簡単に言えば、増減はあるのか、いろんな人によって違うかと思いますが、簡単に言えば、増減はあるのかということです。

それから、先日対比表をもらいました。対比表の中に、下のほうに、現行税率と改正案の計との差という表がありまして、載っております。旧3地区 — 仁賀保、金浦、象潟、3地区は、見ると、三角マークがずっとついているので、改正案によって、これは改正案によって税額が減少となるのかなという気がするんですが、この辺の御説明をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） お答えいたします。

基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額を合算した課税限度額59万円を納める人はいるのかという御質問でございますが、平成19年度確定申告の結果をもとに推計してみますと、基礎課税額の限度額47万円の対象となられる方は、49人となる見込みでございます。また、後期高齢者支援金

と課税額の限度額12万円の対象となられる方は579人となる見込みでございます。したがって、両方を合算した限度額59万円を負担していただく方は49人となる見込みでございます。

次に、課税方式を4方式から2方式に変更したことによる被保険者の納税額の増減についてでございます。被保険者に対する全体的な課税総額には変更はございませんけれども、資産割額と平等割額がなくなって、所得割額と均等割額の税率も改正となるということから、国保世帯それぞれの納税額は、所得の多い、少ない、国保加入者の数、今まで資産割額が占めていたウエートなどによりまして、それぞれ増減することになります。

次に、改正案によって税額はどうかとの御質問でございますが、初日に配付いたしました議案第69号の資料の3枚目に、現行税率と改正案の対比表がございます。この表が示すとおり、税率については、全体としては下がることになります。税額については、所得、加入者数、資産の多い、少ないによりまして、各世帯それぞれ異なりますけれども、にかほ市の国保加入者の平均値であります加入者2人、所得100万円、資産10万円の場で試算をして、19年度と比較をしてみますと、仁賀保地域は3万400円の減、金浦地域は4,600円の増、象潟地域は1万2,400円の減となります。ただし、金浦地域と象潟地域につきましては、19年度に3地域の調整を図るために、均等割額の一時的な値下げ調整を行っておりますので、調整前との比較では、金浦地域は1万7,400円の減、象潟地域は仁賀保地域と同じ3万400円の減となります。

また、世帯平均年税額は調整前と比較し2万6,048円の減になるとの試算をいたしております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 第1点目の、結局これまでの限度額を納めていた人は49人がそのまま3万円増の59万円を納めなければならないということになりますと、相当の増税というような重税感が出てくると思うんですけども、この辺のPR、あるいは周知の方法等はどのようになっているのか、どのようにするつもりなのか、伺います。

それと、それぞれ2方式の場合に、それぞれ違うということなんですけれども、大ざっぱに言って、増になる家庭が多いのか、減になる家庭が多いのか、大まかなところでいえばどういうふうになるのでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） PRの方法でございます。もし議決をいただければ、当然、直近の広報等でPRをいたしますし、国保税の制度の改正でございますので、市民説明会も予定をいたしております。

それから、大ざっぱに言って減になるのかということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、大方の方は、大多数の方は減額になる見込みでございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 前の議員の質疑と重なるところがありましたので、最初の課税限度額56万円が47万円に下がった、これはいいと思いますが、後期高齢者への支援金がふえて、合算すると負担増になるというふうな答弁だと思いますので、1については答弁は必要ありません。

それから、二つ目ですが、被扶養者への激変緩和をするというふうに資料でも述べられておりましたが、これは、これまで例えば、子供の扶養になっていて、国保税を納めなくてもよかった人が、後期高齢者がスタートするために、例えば夫が後期高齢者、妻が国保に戻ると言えばいいですが、入らなければいけない。こういう人に対しては、これまで保険料の負担がなかったのに、今度は負担が出てくるということで、大変批判がふき出したために、激変緩和をするというので、一部凍結などとも言われていますが、その内容なのかどうかということの確かめと、なぜ激変緩和をすることになったのか、その理由。これは国民の批判があったからといえればそれまでかもしれませんが、それについてお尋ねします。

それから、三つ目のモデルについては、今、話した、前の議員の答弁で大体わかりましたけれども、特にモデルが、こういうモデルがありますよというのがありましたら、答弁をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 社会保険などの被扶養者であった方への激変緩和措置を行う理由でございますが、今までは被用者保険加入者の被扶養者といたしまして保険料の負担がなかった方々が制度が変わることによりまして国保に加入しなければならぬというような状態になって、そのことによって新たな負担が発生するというような急激な変化を少しでも緩和するための措置と理解をいたしております。申すまでもございませんが、新たな後期高齢者医療制度の創設という医療制度の変更が直接的な要因でございます。

それから、税額負担の増減でございますが、先ほど佐々木正己議員にもお答えしましたように、モデルといたしましては、加入者2人、所得100万、資産10万円ということで、比較のためにモデル的に計算したものでございます。現行の税率と比較した場合には、仁賀保地域は3万400円の減、金浦地域は4,600円の増、象潟地域は1万2,400円の減となると。ただし、一時的な調整前との比較では、金浦地域についても1万7,400円の減となるというようなことでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 激変緩和のところについて聞きたいのですが、これはちょっと見ると、はっきりしなかったんですが、いつまでこれは、いわゆる普通の言葉で言えば凍結をして、そして9割負担に、最初全額納めなくてもいいという期間を設けて、そしてその後は9割にする。そして、その後は何割。だけれども、結局はこれまで納めなくてもよかった人が納めなければいけないというふうに変っていくわけですが、その時期的なものがわかりましたらお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 今、御説明を申し上げました激変緩和措置は2年間の措置でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 2点、通告しておりましたけれども、同僚議員に対する当局の答弁で理解いたしましたので、割愛いたしますけれども、1点だけ確認したいと思います。

国保全体に対するこの財政の問題でございますけれども、総額については変更がないのだと。た

だし、被保険者の大多数については減額されるのだというふうに理解するんですが、それによろしゅうございますか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 平成20年4月1日現在の国保の世帯数と被保険者数は、後期高齢者医療制度への移行によりまして、19年度末と比較した場合には、世帯数は1,199世帯減の4,175世帯、被保険者数は2,838人減の7,559人となっております。

また、後期高齢者医療制度の創設によりまして、前期高齢者を多く抱える保険者には、保険者間の財政負担を調整するために前期高齢者交付金が支払基金から交付されることになりました。このために被保険者は減少することになりましたけれども、財政調整の制度によりまして、国保税全体が少し減少しまして、税率も少しだけ下げることができたところでございます。

今後の医療費の動向にもよりますけれども、財政調整の制度ができたことによりまして、今までよりは少しだけ国保財政の健全化が図られるものと思っております。以上でございます。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第69号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第69号に対する質疑を終わります。

次に、議案第70号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について及び議案第71号市道路線の廃止について、2件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第70号及び議案第71号の質疑を終わります。

次に、議案第72号市道路線の認定についての質疑を行います。初めに、16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 2点伺いたいと思います。

今回の見直しでは直接的に条例の改正はないわけです。そこで、現路線を条例に基づいて見直しをしたものと理解していますが、1級路線では56から76路線に増加しています。1級路線に見直しされた理由について、条例の第2条の1級路線の項を見ますと、50戸以上の集落を相互に連絡する道路。二つ目は、主要集落と密接な関係にある国道、県道、もしくは1級路線、または公共施設もしくは公益的施設と連絡する道路が1級路線と認定されると。そういう条例の内容になっています。したがって、今回2級路線、1級に昇格をしたわけですので、具体的に、象潟とか、金浦とか、仁賀保とか、ここの路線の場合はこういう理由でなりましたよ、条例に基づいて。この例をひとつ説明していただければわかりやすくなるだろうと、こう思いますのでお願いします。

二つ目は、現在、都市計画マスタープランを策定中でありまして。これは2年間のあれですが。今回の見直し作業との関連でどのような影響が出てくるのか。なければならない、こういう影響がありますよということで伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは質疑にお答えしたいと思います。

最初に、1級路線に格上げの具体的な例ということなんですけれども、象潟地区では、前に配付されています路線の調書、厚い簿冊なっていますけれども、このページの1ページ、路線番号が00107という路線番号で、名称が象潟前川線、象潟川の沿川の道路なんですけれども、これが従来2級路線になっておりました。これを今回の認定で見直しをもって、アとイの欄のところで言うと、イの内容でもっての格上げというふうになります。

続いて、金浦地区、同じく42ページ、路線番号が00141、金浦中央線、これは旧国道なんですけれども、恐らくこれは譲渡の際、その他の路線ということで格付になっていたと思うんですけれども、それが同じくイの内容での格上げというふうになります。

続いて、仁賀保地区、同じく調書の72ページです。路線番号が00176、路線名が堺田・六日市線といいまして、これがすずらん通りの堺田地区の信号機からスタートする、当初つくったのは農免農道なんですけれども、これを3級からアの内容で格上げするというものです。その路線の場所については後ほどでも図面でも見ていただければ確認できるかと思います。

続いて、二つ目の質問です。都市計画マスタープランは都市計画法に基づいての市町村の基本的な方針なんですけれども、特別今回の市道路線の見直し作業とは特別な影響はありません。以上です。

【16番（竹内賢君）「いいです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、18番斎藤修市議員。

18番（斎藤修市君） 路線の認定についてですが、71号では廃止と。それを見直しして72号で再度認定すると、こういう話なんですけれども、旧地区ごとに見ますと、象潟地区は1,627メートルふえています。それから金浦地区は360メートル、これもふえています。しかし、仁賀保地区は612メートル減っています。この減った理由というのはどういう理由で減ったのか、もしわかったら教えていただきたい。

それから、道路は当然、市の財産ということになると思うんですが、減った理由に対して、例えば、どこかに民間に払い下げをしたとか、そういうふうなために減ったんだということであれば、そのようにちょっと説明をしていただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、斎藤議員の質疑にお答えいたします。

実際、仁賀保地区だけ612メートル減っておりますけれども、端的に言えば、県道の仁賀保矢島館合線という道路が改良というか、整備されたことに伴いまして、旧道の部分、途切れ途切れになっていたのが4カ所ばかりあるんですけれども、その4カ所を市のほうで譲渡を受けております。その中で、1路線だけは、展望台の関係とか、何か鉄塔というんですか、無線の鉄塔という作業の関係でそちらが今でも通行している状態なんですけれども、その他の3路線の部分については、もう車の乗り入れもできないくらいの、例えば荒地、あるいはガードレールが何かで仕切られているというようなことで、その3路線については廃止しております。それで、廃止された延長が、トータル的に705メートル減少しております。しかしながら、別の路線というんですか、そちらのほうで新しく認定の部分、あるいは若干延長したとかというような関係で93メートル新しく認定されま

して、差し引きの612メートルが仁賀保の場合は減少になったというような内容です。

あと、それと、その後の処分はというふうにありますけれども、特に処分ということについては特別考えておりません。以上です。

議長（竹内睦夫君） 18番斎藤修市議員。

18番（斎藤修市君） わかったら教えていただきたいんですが、この調査する段階で非常に細かいところまで調査されて大変だったろうなというふうに資料を見て思うわけですが、調査の段階で、例えば私道と市の公の道路、調査した結果、例えばこれは私道だよというようなところがなかったかと。それから、逆に、市の道路でありながら私道として使っているというような箇所は、今回の調査の中でそういうことはなかったかどうか、ちょっとお聞きしたいです。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） いずれ、旧町からの道路の網図というんですが、そういうものもありません。恐らくすべて、昨年度から委託して調査をしておりますので、そういう私道との云々とかということはないと思います。以上です。

【18番（斎藤修市君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君） 市道路線の認定について質疑をします。

一つ目は、4級路線の管理の状況についてお伺いいたします。

二つ目は、この表を見ますと、旧仁賀保地区の4級路線の総延長が図抜けて多いといいますが、長い距離になっておりますけれども、旧仁賀保町において4級路線の認定の基準について、今わかりましたらお知らせ願いたい。特に、旧象潟町、旧金浦町との特別な違いがあったのかどうか、その辺のこともお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、池田議員の質疑に答えたいと思います。

旧仁賀保の場合での4級という部分なんですけれども、実際御存じかと思うんですが、旧仁賀保の場合は1級から7級までに区分されておりました。その中で、4級路線というのは、そんなに旧町の象潟、金浦にとっても家屋連檐の地域に接する、連絡する道路というようなことで特別な違いはありません。ただ、6級と7級というのがあるんですけれども、そちらがどっちかというと集落というか、家屋があまり張りつかない道路というものになっております。そういうことで今回の4級の認定に当たっては、旧仁賀保の4級の部分はほとんど建物が張りつくというようなことで、ほとんど3級のほうに認定、あるいは逆に今度、前の6級、7級の部分についてはほとんどが4級の部分に認定というふうな内容になっております。

それと、4級路線の管理の状況ということですが、市になってからの条例のとおりなんですけれども、4級の場合だけは受益者の負担というのがありますけれども、旧町で仁賀保の場合は受益者の負担というのがあったようなんですけれども、特別旧象潟・金浦でもありませんでした。あと合併してから、今まで2年と半年ばかり過ぎておりますけれども、過去においても4級路線で言う受益者の負担というものはありません。ほとんど従来どおり、管理しているというようなもの

です。以上です。

議長（竹内睦夫君） 20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君） その管理の状況、具体的に言いますと、災害時であるとか、あるいはいろんな自然災害によって大破したという場面を想定するんじゃないで、例えばシーズンの今ごろののり面の草刈りであるとか、あるいは道端の除草であるとか、そうした関連のことをお聞きしたいわけです。この4級路線というのは、やはり想像するに、山の道であるとか、あるいは田んぼの道であるとか、生産者、あるいは地元の人に密着した一番最低の路線だわけですけれども、最低といいますが、4級路線なわけですけれども、そうした今ごろの除草の管理状況、地域によって大分差がありますかどうか、その辺の方針も含めてお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 4級路線ということで、池田議員も御存じのとおり、どうしても家屋の張りつかない部分と、そういう場合の災害、あるいは草刈りの部分での管理ということのようですけれども、従来どおり草刈り等については集落、あるいはその道路に係る受益者の皆さんから引き続いての普請対応みたいなものでの協力は、ひとつ引き続いてお願いしたいというふうには思っております。ただ、いろんな自然災害という部分については、当然、市としても管理者としてなるべく災害の事業でもって対応するような形で対応しますので、なるべく受益者で負担するようなものはないような方向で進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【20番（池田甚一君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第72号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第72号の質疑を終わります。
所用のため15分まで休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時16分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第73号公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第73号の質疑を終わります。

【21番（本藤敏夫君）「議長」と呼び発言を求める】

議長（竹内睦夫君） 本藤議員。

21番（本藤敏夫君） 今回の議案と予算には関係ありませんが、6月14日の岩手・宮城内陸地震の関係で議長から許しをいただければ、その対応について質疑を二、三させていただきたいと思ひ

ますが、いかがでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 全部、質疑通告ありましたものが全部終わってからもう一度。

21番（本藤敏夫君） だから、その機会をつくってもらえるでしょうかと言っているんです。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前 11 時 17 分 休 憩

午前 11 時 18 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 74 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）の質疑を行います。順次発言を許します。初めに、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 最初に、13 ページです。7 の 1 の 2、商工会観光振興事業費補助金 100 万円についてです。昨年の 6 月定例会で 80 万円が 19 年度予算として補正をされております。内容から言うと、観光モニターツアーの募集や旅行エージェントへの販売促進活動などの事業を計画し、観光振興における委託事業的要因もあるので支援すると説明をされています。今回は 20 万円増額予算になっていますので、昨年度の実施状況と、それらに対して市としての判断というか、どういう評価をしているのか、伺いたいと思います。

二つ目は、7 の 2 の 2、観光施設費のサン・ねむの木用地測量業務委託料 108 万 1,000 円については、説明をされております。いわゆる境界が未定のところもあって、現在確定していないので確定をさせるためという話がされています。ちょっとうがった言い方ではないんですが、当初予算で 330 万円の外壁 — サン・ねむの木については、外壁の修繕工事費 330 万円です。19 年度も 160 万円で外壁修繕工事が行われています。その際に、説明の中では、将来的には売却がいいのか検討していくことになるという話もされております。この用地測量をすると、境界が未定の部分があるので確定するためという理由はわかるわけですが、そういうことも検討をされているのか、売却も検討されているのか、伺いたいと思います。

それから、14 ページの 8 の 4 の 2、まちづくり交付金事業費測量設計業務委託料が 3,150 万円の減額。説明をされておおよそわかったわけですが、当初予算では 7,350 万円、その内容として、道路 4 本、2,761 万 5,000 円、旧金浦小学校の解体など 1,774 万 5,000 円、文化センター — 地域交流センターとも言われていますが、1,806 万円、勢至公園など 770 万円、それからモニタリングなどの予算と説明をされています。国から内示されたまちづくり交付金事業について、資料に基づいた説明をしていただきたいということで、今、資料が出されていますので、この内容について少し予算説明のあったとき、あるいは一般質問もあったわけですが、この資料に基づいて、その以後に、例えば一般質問、あるいは予算説明、それと別の形で説明があったら伺いたいと思います。

ふえているわけですね、いわゆる、当初要望した額を超えて予算が、予算というか、交付金が多

くなると。したがって、この内容については、この説明の中で、財源のいわゆる年度間流用です。年度間流用という言葉そのものが、実用語辞典等を見てもちょっと私、わからなかったんです。ただ、地方財政法の第4条の3の1項ですかに、地方公共団体における年度間の財源の調整というふうになっているんですが、こういうことに当てはめて年度間流用という言葉を使っているのか、その点について伺いたいと思います。

それから、同じく14ページです。10の2の1、校舎等耐震診断委託料600万円。一般質問でもかなり詳しく説明をされて、それぞれの学校の現状、それから耐震調査の内容、それから優先度ランク、こういうものを出されています。当初予算にも院内小学校の耐力度調査が300万円、象潟小学校の北校舎と小体育館の耐震補強の、これ、何というか、設計予算ということですか、89万3,000円というふうに聞いているんですけれども、これのいわゆる今回一次とか、あるいは二次とか診断するわけですよね。これをした場合の、何というか、補強する計画というか、どういう計画でやるのか、ありましたら伺いたいと思います。

それから、これにはちょっと予算説明でもなかったし、一般質問でもなかったわけですが、幼稚園とか保育園とか、これは市内にはかなりあるわけですが、これらに対して、行政として、市として、全然そういう耐震調査とかということにかかわりがないのかどうか、これを伺いたいと思います。どういう状態になっているのか、あるいはこういう診断されているようですから、県のかかわりだと思えるんですけれども、伺いたいと思います。

それから、15ページです。10の4の10、南極フェア実行委員会補助金40万円についてです。当初予算では19年度より15万円多い60万円の計上になっています。さらに40万円増額をするという必要性というか、これについて伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 竹内賢議員の御質問にお答えします。

昨年度の実施状況等についてということでありまして。平成19年度の商工会観光振興事業費補助金80万円に対する実施状況については、秋田県観光課の現地密着型観光振興事業の採択を受け、県補助90万円のほか、市でも80万円の助成を行っておりました。主なものとして、モニターツアーを10月23日から2日間実施しております。これは仙台圏域から40名が参加され、市内の観光地をめぐっております。その後、アンケート調査では、「とてもよかった」「よかった」を合わせると100%で、結果として満足していただけたものと思っており、今回参加された方々の口コミやリピーターを期待しているものであります。

また、旅行エージェントへの誘客キャラバンでは、仙台、山形、青森、岩手、秋田、新潟の旅行業者38社を訪問し、地域の魅力をPRしております。その結果、本年度から新たな旅行商品に加わる可能性もあるなど、関心を示す業者が多くありました。その他、新観光ルートの開発としての観光案内人が推薦するコースを紹介したリーフレットの作成、観光情報発信の強化としてのDVDを作成しております。20年度も引き続き県の支援とあわせながら、観光振興による交流人口の拡大を図り、地域産業の活性化に向けた事業を支援してまいりたいと考えております。

次に、サン・ねむの木用地測量業務委託についてであります。この地区については、昭和53年度

に国土調査を行いました。その際には、土地は筆界未定地と処理され、国土調査の成果としては登録されておりません。今回、土地所有地者の合意のもと、境界の復元が可能となったことから、その境界を確認して、地図訂正、地域構成を行うための補正計上であります。

仮に、売却を視野に入れますと、現況では境界が定まらない土地を売買することになり、あいまいさを残し、問題を先送りにもなります。今回、関係者の方にも御協力をいただけることになりましたので、御質問にありますように、将来的な売却も視野に入れての事前の作業にもなりますし、売却しなくても解決しなければならない課題であると思っております。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 次に、答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、続いて、まちづくり交付金事業についてお答えいたします。配付の20年度の施行計画箇所図を見たらえれば、内容的にはほとんど1億8,925万円の内訳が書いているとおりの内容になっております。ただ、これはあくまでも概算事業費ということで、当然、事務費等も含んだ数字になっておりますので、その辺を御理解いただきたいと思っております。

それと、二つ目の工事費についての質問なんですけれども、工事費1億3,800万円、その実施計画ということなんですけれども、これも何回か説明しているとおり、旧金浦小学校の解体の工事1億36万円、あと道路整備工事、金浦中飛線の改良の工事費として2,000万円、排水改良工事、地蔵町地区といいますが、排水ポンプの設置工事というふうなことで1,764万円をそれぞれ概算の工事費という形で計上しております。

それで、その交付金、国から交付されるものの年度間流用という言葉なんですけれども、実は私も今回初めてというんですか、耳なれない言葉を聞いたんですけれども、何か住宅あたりでも使っているみたいなんですけれども、実はこれは県の指導、あるいはそのマニュアルに沿って使った言葉でして、詳しくは特別調べてはおりません。以上です。

議長（竹内睦夫君） 同じく答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、私のほうからは校舎の耐震等につきましたの質問にお答えいたします。

さきの本会議でも説明いたしました。今回の補正で実施しようとする学校でございますが、平沢小学校の体育館の耐震診断でございます。これは二次診断でございます。体育館が1,144平米でございます。それで262万3,950円。それから上浜小学校の特別教室棟でございます。448平米でございます。これも二次診断ということで249万6,000円。それから、小出小学校、ここは一次診断ということで校舎全体を行いますけれども58万1,000円。それから、釜ヶ台小中学校の耐震診断、これは教室棟が757と、それから屋体、体育館ですけれども655平米ありますけれども、これも先ほど言いましたように一次診断として54万5,000円ということで、合計で624万6,000円ぐらいかかるのでございますが、予算額は600万円で計上しております。

それから、診断の結果の措置でございますけれども、各学校の診断結果がどう出るかということにありますけれども、その結果内容に応じました耐震政策といいますが、を速やかに講じなければならないと思っております。

それから、幼稚園につきましたは、市での経営している幼稚園はないわけでございますが、この

耐震の調査というのは、昭和 56 年以前の耐震基準ということで整備されたその建物について実施するというので各学校を耐震診断やっているわけなんです、幼稚園につきましてもその点をまず調査してみたいと思っております。

それから、南極フェアでございます。昨年、恒例の「白瀬中尉をしのぶ集い」ということで、売れっ子作家の立松和平さんを講師として呼びました。本来であればあの方は、講師謝礼 50 万円を下らない方でございますが、特別講師謝礼は要らないということで来てくれましたが、その話の中で、南極に行ったときに、外国の方々からいろいろ歓迎を受けて、白瀬に対する尊敬と敬愛の念を持っていて、すごく感動したと。それに比べて日本はどうかと。もっと白瀬隊を顕彰すべきではないかというような話もなされました。それから、御承知のように世界的な環境悪化とか地球温暖化ということで、南極に関する重要性が再認識されております。その先鞭をつけたというのが日本の白瀬隊ということで、その偉業も南極観測に従事されている関係者の中で見直しをされておられまして、もっと日本で顕彰すべきとの声も高まっております。そのような中で新しい南極観測船にも「しらせ」という名前が継承されたのではないかというふうに考えております。2010 年は南極探検に出発してちょうど 100 年に当たりますので、やはり市民はもとより多くの方々はこの白瀬隊の偉業をさらにアピールできるように、恒例の演奏会に加えて、昭和基地とのテレビ電話交信など、話題性のある内容にしていきたいと。そして、イギリスのスコットなどは小学校の子供から知っているわけなんです、残念ながら地元の小学生は、また、若い層は、ほとんど白瀬隊の実績を知りません。そういうことで、南極観測の先鞭をつけた白瀬については、もっと地元で盛り上げて顕彰すべきではないかと、そういう考えで今回増額をお願いしたものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） まず一つは、まちづくり交付金事業についてです。何というか、要望額よりも交付金が多く来る、そういう例というのは、国は財政難、財政難と言いながら多く来る、そういう例というのはちょっと奇異に感じるんですけども、その辺で、例えば予定している 46 億、約 5,000 万円、こういう事業というのは、もう採択をされて、これから順々順々来るという、そういう理解でいいんですか、それが一つであります。

それから、二つ目は、耐震診断の関係でいきますと、幼稚園についてもしてみたいという話でしたけれども、健康福祉部長のほうでもそういう保育園ということについて、どういう状態になっているか、今の建物が、いつ建設されて、新しい建築基準法に基づいて耐震診断等がやられているのか、そういうことが把握されているとすれば内容について伺いたいと思います。

それから、南極フェア、顕彰をもっとやっぱり地元がいいことを誇りに思ってやると。それはそれでいいと思うんですが、40 万円増額をしたのが、具体的に言うと予算的にどういう裏づけを持って 40 万円、去年よりも 15 万円当初予算で多くして、そして今回 40 万円ということでの裏づけ的な予算構成というか、これをひとつ伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） まず、先ほどの幼稚園の調査というのは、耐震がどうなっているか調査してみたいという答弁ですので、誤解のないようお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 竹内議員の質問なんですけれども、要望額より交付額が、内示額といますか、多いのはどうなのかということだと思っんですけれども、一応、このまち交の事業というのは、5ヵ年事業ということで、ことはたまたまいろいろな特定財源の関係でおくれている云々というようなことがあったんですけれども、ただ、来年以降どうなるかはちょっとわかりません。ただ、全体の中での一部というようなことなので、これも恐らく年度間流用というふうな方式もあるものですから、恐らくそういう部分も十分活用しながらということなんですかね。そういうこともできるかなというようなことでも若干要望額より多い交付になったのかなと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 保育園の耐震診断についてでありますけれども、当然、市が法人のほうに保育を委託しているわけですので、子供たちの安全を守る責任は当然あるものでありますけれども、市内の10施設につきまして、特に耐震診断したかどうかは調査しておりません。今後、耐震診断実施の実績を調査しながら、その結果を見た上で社会福祉法人側と話し合いながら指導してまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 建設部長にひとつ、いわゆる公園整備工事ということで金浦小学校の解体と、それから公園に整備するというので設計委託だと思っんですが、そういうことで1億36万円ですね。その内訳ですね、解体工事費は幾らだと、予算的に。そして、公園整備のための設計は幾らなのか、それが内訳的にありましたら、伺いたいと思います。

それから、校舎の耐震診断の関係でいきますと、院内小学校の校舎の場合、17年度に耐震調査をやって、優先度ランクが、1等は3棟、2等は2棟、いわゆるランクが低いわけですね。低いということは、危険校舎という言い方はおかしいんですけれども、5よりはずっと少ない状態になっていると。それから、象潟小学校の場合は、北校舎が52年に建設されて、あるいは小体育館が昭和53年に建設されて、17年度に二次診断をやっていると。したがって、今回当初予算で補強のための設計予算を組んでいるわけなんですけれども、さっきの説明の中では、一次診断をやって、二次診断をやって、そして、優先度ランクとか、そういう補強しなければならない状態になった場合は早くやると、速やかにやりたいという話でしたので、この象潟小学校の場合は17年度、あるいは院内小学校の場合は17年度やって、18、19、今回20年であると。3年もということは、将来的にはあり得ないという、そういう理解でいいんですか、今回。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） まず、南極フェアの答弁をまだしておりませんので、増額分につきましては、もう少しPRしようということで、印刷製本費とそれから先ほど言いましたように、南極との電話交信をやるということで、ほぼその増額がそれに当たると見ております。

それから、耐震の関係です。まず、象潟小学校につきましては、二次診断をやった結果ということで、やはり耐震補強をしなければならないと、そういうことで、今回の予算でその工法について

の基本設計をお願いしているものでございます。

それから、院内小学校につきましても、優先度調査が済んでおりまして、それに基づいて耐力度調査を今年度を実施するという事で予算計上しております。

ただ、今回の補正の学校につきましては、文科省の指導もございますので、補助金等も増額になっておりましたので、どのような結果が出るかわかりませんが、その結果に基づきましては、できるだけ早目に対処したいと、そういうふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 金浦小学校の解体の工事ということなんですけれども、一応見込みで、あくまでも概算なんですけれども、1億36万というもの、あと、それと、その後のいろいろな解体も含めてなんですけれども、委託の部分で約1,000万円ぐらい。それで、最初、20年の計画でいった、この中に事務費も入っていると。事務費が、概算でこれも約500万円ぐらいの事務費というふうに一応うちのほうでは計算しております。

【16番（竹内賢君）「数字、合わないのではないか」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 建設部長。数字、先ほどの経費解体費と。答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 概算での数字なんですけれども、解体の工事に約1億36万円、前も言ったように。それで、委託のほうなんですけれども、約1,000万円と、事務費で約570万円というふうに見込んでいるということです、今の概算では。

議長（竹内睦夫君） 16番。

16番（竹内賢君） ちょっと休憩してください。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時51分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番斎藤修市議員。

18番（斎藤修市君） 大分ごちゃごちゃしているので、簡潔にいきます。

13ページの6款3項2目水産振興費、貸付金でございますが、この内容は、漁業経営者安定資金貸付金というふうになっておりますが、この3,000万円と決めた根拠、もしわかったら教えていただきたい。

それから、これを貸し付けするわけですが、どういう基準で貸し付けをされるのか、それから、貸した場合、当然返していただかなきゃいけないわけですので、その返済方法、これはどのようになっているかということをお聞きしたい。

二つ目は、14ページ、7款3項2目公園管理費12万4,000円、内容が、鳥海国定公園を美しくする会補助金というふうにあります。具体的にどのようなことをやって美しくするのか、わかった

ら教えていただきたいと思ひます。

それから、8款4項2目まちづくり交付金に關しては、市政報告、それから議案説明等々で何回も御答弁がありましたので、これ割愛をいたしますが、基本的なことを一つだけお聞きしたいのは、これは、基本的にはやるんですと、時期云々というふうなことを別にして、実行するというふうな認識でよろしいでしょうか。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 18番斎藤修市議員の御質問にお答ひします。

水産振興費の貸付金3,000万円であります。この3,000万円という額は、秋田県漁協から要望があった額であります。

どういふ基準でということではありますが、この貸付金につきましては、市から秋田県漁協への貸付基準がありまして、にかほ市漁業経営安定資金貸付金貸借契約書に基づいて貸し付けを行っております。秋田県漁協から漁業者への貸付基準がありますが、秋田県漁協では、漁業経営安定資金貸付要綱に基づき必要な資金を出しております。

主な基準としては、資金の用途として、漁船・漁具等の取得、改造、修理及び漁業経営の安定並びに後継者育成のために必要な資金、貸し付け対象は市内の漁業者で組合長が認める者、貸付限度額は各地区ごとに、また、漁船の大きさによってそれぞれ決められております。このような要件を満たし、審査のもとに貸し付けを決定しております。

次に、償還の方法であります。漁協から市へは、貸付金、貸付規則及び契約書に基づき償還してもらうことになっております。

また、漁業者から漁協への償還につきましては、漁業経営安定資金貸付要綱により、償還期限は7年とし、組合長が必要と認めた場合は10年となっております。償還方法は、割賦償還または一括償還となっており、貸付金額に応じて毎月年1回、年2回の元金均等の返済方法となっております。

次に、鳥海国定公園を美しくする会への補助金であります。具体的な作業ということではありますが、この回は、昭和51年から活動しており、鳥海国定公園の自然を美しく保持するとともに、健康で快適な利用を行える公園とすることを目的としております。

事業内容としましては、公園の自然保護、美化清掃及び環境衛生に關すること、公園利用者の自然保護思想及び清掃思想の普及に關すること、公園施設の維持管理の受託に關すること等であります。

19年度の事業報告によりますと、国定公園内の10カ所の公園、駐車場、登山道、展望台、遊歩道、広場等の草刈り、清掃、清掃後のごみ処理等の美化活動を行っております。

また、仁賀保高校全校登山においては、清掃登山等の啓発活動を行っております。

平成19年度実績では、鉾立地区、霊峰地区、鳥海ブルーライン、中島台地区、奈曾の白瀑谷、元滝、三崎公園、小砂川海岸、蛸満寺、九十九島等で活動しております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 同じく答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） まち交事業を基本的になんをするのかということだと思ひますけれども、当然、実施の方向と基本的に進めてまいりたいと思ひます。

議長（竹内睦夫君） 18 番齋藤修市議員。

18 番（齋藤修市君） 一つだけ。貸付金に関してでございますが、昨今マスコミの報道によれば、イカ釣り漁船が休まざるを得ないというような窮地に追い込まれていると。そんな中で、にかほ市の中の漁協が、どの程度苦しいのかというような実態をいろいろ話し合われたことございますか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 具体的な、どのくらい苦しいのかということにつきましては、船の大きさ、それぞれ違いますので、どのくらいということは、相談したことはありません。

ただ、燃料の高騰、あるいは魚価の低迷ということが現在問題になっておりますけれども、重油については 19 年 4 月に 1 リットル当たり 68 円 67 銭であったものが、ことし 6 月には 107 円 94 銭の 1.57 倍、軽油については 1 リットル当たり 77 円 60 銭が 114 円 97 銭の 1.48 倍となっております。さらに、原油の高騰で網やロープ等の漁業資材についても、これまでにない異常な高騰でかなり厳しい状況だということでありました。

12 月のハタハタ漁におきましては、量的には例年よりも減少しておりましたが、秋田県全体では、この地域がハタハタが豊漁であったために、高価な取引であって、逆に水揚げとしては例年より多くありましたけれども、一部の漁協関係につきましては、共済金が支払われるというような状況でもありました。以上です。

【18 番（齋藤修市君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで 18 番齋藤修市議員の質疑は終わります。

昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 59 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き議案第 74 号に対する質疑を続行します。

次に、22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） 歳出でもいいんですが、歳入の側で、放課後子ども環境整備事業についてですが、1 ヲ所から子供たちが多くなって、旧院内の駐在所のところを整備してそこでやるということですが、人的な配置は、人も分散するのか、あるいは新たをお願いするのか、その辺だけ 1 点お聞きします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、佐々木議員の質問にお答えいたします。

今までは平沢、院内、小出の小学校区の学童保育は、仁賀保学童保育クラブとして、学校法人の仁賀保幼稚園に委託して、場所は仁賀保幼稚園の夢ハウスというところで実施しておりました。市長の市政報告にもありましたように、本年度仁賀保学童保育クラブで申し込みを取ったところ、83

名からの申し込みがありました。毎日利用する子供は13人から31人となりまして、一番多いときの人数は50人と見込まれまして、夢ハウスでの学童保育では無理があると判断いたしまして、院内小と小出小の学区を院内学童保育クラブとして独立して実施することにいたしました。

佐々木議員の質問の、面倒を見る方についてでありますけれども、指導員は、学校法人仁賀保幼稚園で雇用している方8名、内訳は、教職員を退職された方4名、それから、保育士、あるいは幼稚園教諭の資格のある方3人、それから無資格の方1人の8名でありますけれども、この方々でローテーションを組みまして、現在、院内会館を一時借用して、これからもですけれども、常時2人体制で事業実施することにしております。

議長（竹内睦夫君） 22番、よろしいですか。

22番（佐々木正己君） はい。

議長（竹内睦夫君） 次に、15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 1点ですけれども、11ページの総務管理費の13節委託料、デジタル関係なんですけれども、これからこの補正は基礎的な電波の測定というふうな説明でございましたけれども、今後、11年の7月に向けて、市のほうでの財政負担が伴ってくるのかなという感じがしておりますけれども、その辺のところを今の見通しですけれども、わかる範囲内で結構でございますので、その財政負担についてお尋ねします。

それから、議案説明では19カ所の52地点ということですが、この19カ所52地点について簡単に御説明をしていただきたいと思います。

それから、今回のこのデジタル放送については、2011年の7月からアナログが全然だめで、すべてがデジタル放送になるということで、選択の余地がないわけですが、その2011年の放送開始に向けてきちんとしたデジタル放送が受信できるような体制がとれるのかどうか、また、そういう理解でよろしいのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

聞くところによりますと、アナログと違ってデジタル電波というのは、アナログだとちょっと電波が弱かったりすると、全く見えなくなるとはならないで、ちょっと映りが悪いというようなことになってしまうんですけれども、このデジタルに関しては、だめになると全く見えなくなるというふうな性質のもので、実際放送が始まってから、そういうクレームがつくのは大変市民にまたいろんな形で迷惑がかかるのかなというふうに思いますので、その辺のところをお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） そうすればお答えします。

現在、行っております9地区のテレビ共同受信施設組合のデジタル波受信状況調査や、混信障害の発生状況調査の結果などを踏まえながら、国の補助事業である、へん地協調施設整備事業の活用を図り、補助残についての支援を検討しているところでございます。しかしながら、その調査結果がまだまとまっておらない状況であり、その事業規模が未確定なことから、現時点においては、市の支援についての試算は行っておりません。

なお、今年度行う調査地点52地点の内容でございますけれども、象潟地区において12カ所の32

地点、金浦地域において2地区の5地点、仁賀保地域においては5地域の15地点を予定しております。

今後の対応についての御質問でございますけれども、総務省では、デジタル放送への完全移行を踏まえて、全世帯のカバーを打ち出しておりますが、現実には、前段で述べましたような難視聴地域があり、また、場合によっては、鉄塔、建物、樹木などの影響によって、新たな難視聴地域、あるいは地点の発生も懸念されているところであります。このため、昨年に引き続き、デジタル波の受信状況調査を行い、その状況の把握にも努めたいと考えております。したがって、現時点においては、市の全域がデジタル放送に対応できる体制には至っていないのが現状であります。市としても、情報の地域格差が生じないように、国、県、放送事業者との連携を密にし、全世帯がカバーできる体制の構築に取り組んでいるところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） もう一つ、この補正の36万4,000円、電波測定ということなんですけれども、これ、実際スタートしますと、この52地点、電波が来ているか来っていないかというのは、基礎的な部分だと伺っておりますけれども、どのくらい、これ期間をかけてやるのか、また、この測定する業者さんはもう既に決まっているのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 今回の調査は、1ヵ所当たりについて継続的に調査するわけではございません。1点について、その受信状況がどうなのかと、その結果、オーケーということであれば、その時点でその地域はオーケーということの判断になりますし、もしぐあいが悪ければ、継続しながら、あるいはその付近についても再度調査を進めていくという考え方であります。あと、測定業者については、市内の電気業者さんのほうと、その調査内容について詰めながら、今回予算計上したところでございますので、市内の業者に委託する予定としております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 今の総務部長のお答えの中で、52地点で電波が来る来ない、来ればそれでオーケーと。来なければ、52地点からまたある程度ふえていくという理解でよろしいんでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） もし、電波の届かない地点があれば、どの範囲に届かないのかということで、当然、その調査地点はふえていくというふうに考えて、ふえていくようになると考えております。

【15番（榊原均君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 議案第74号で、3点に当たって質問します。

11ページの総務管理費一般管理日の中の馬場院内線バスのことですが、歳入のほうでは、県の補助が「マイタウンバス車両購入」となっていますが、出るほうでは、歳出のほうでは「運行費補助金」というふうになっています。現実的な扱いはどのようになっているのか、その点についてお尋ねします。

二つ目、今、前議員も質問しましたが、デジタル放送の電波測定、これは完全にとめるわけですから、そして一方的にとってもいいぐらい、視聴者にとっては切りかえがなされて、現在の受信機が使えない。こういうことであれば、一定の補助とか、あるいは助成とかあってしかるべきではないかと思うんですが、そういう点についてはどうなのかということです。

三つ目は、12ページの民生費ですが、福祉医療システム改修の件では、後期高齢者医療制度の関係ということでしたので、その関係、どういう関係でそのシステム改修になるのか、これもデジタル放送と同じで、国、県補助はないのかどうかということについてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 馬場院内線バス代替運行補助金についてのお答えでございますけれども、備品として車を購入するものでございます。運行補助金というふうな名目になっておりますけれども、その中に含めて購入すると。この補助の中には、準備の補助金もありましたし、今後想定されます運行に対する県の補助金も想定されておりますので、そのような計上の仕方にさせていただいたところでございます。

次に、デジタル放送の関係でございますけれども、総務省において昨年の9月にデジタル放送の全国ロードマップ整備計画をまとめた段階で、市町村別の難視聴地域を公表しております。にかほ市管内においても、アナログ放送難視聴地域のすべてではございませんが、難視聴地域のおそれがあるというふうに示されております。この対象地域のために、現在、アナログ放送を共同アンテナで受信している9地点については、総務省でデジタル波の受信調査を行っているところでございますが、今回の予算計上しておりますデジタル波の共同調査は、昨年の受信状況調査や管内の電気店などからの聞き取り調査などで、現在公表されている地域以外でも受信が困難な地域があるのではないかというふうに不安視されていることから、市独自の調査であります。このことから、国、県などにおける補助対象メニューはございませんので、あくまでも単独事業として行うものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 同じく答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） お答えいたします。

3款4項2目13節の福祉医療システムの改修委託料264万6,000円の内容でございますが、福祉医療制度の運営上、後期高齢者の情報が必要なためにシステムの回収を行うものでございます。主なものといたしましては、マスターテーブルの障害者医療ファイルに後期高齢加入区分の新設、あるいはコードテーブルの保険種別に後期高齢を追加及びコードの変更、それから認定喪失の自由に後記高齢者への加入、非加入を使い、後期高齢用の受給者番号管理テーブルを追加、個人検索画面、事務処理画面に後期高齢者情報が表示されるように変更するというようなことが主な内容となります。全体といたしましては、32項目に及ぶシステムの回収を行うこととしております。

補助金につきましては、残念ながらございません。福祉医療制度そのものが秋田県独自の制度であるために、国庫からの補助金はないものと理解いたしております。

ただ、国の制度改正に伴っての支出でございますので、支出側の市町村としては何らかの財政支援があってもいいのではないかと、内心では思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 内心に踏み込んだ答弁でしたけれども、再質問は、デジタル放送関係です。これは市独自ということですが、本来であれば総務省の管轄で補助、あるいは助成、こういうふうにしてやるべき部分ではないかというふうに思うわけですが、今後、どの程度の範囲で総務省は支援、あるいは補助を予定しているかどうか。市独自、あるいは単独ということであれば大変負担がかかっていくわけですし、今後また新たな難視聴区域が出ないとも限らないわけですから、その点どのようにお考えでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 現在、国で把握しているものについては、総務省のほうで先ほど申し上げましたとおり調査を行っているわけです、総務省の責任において、国の責任において調査を行っているわけですが、国の示したロードマップによれば、ほかの地点については大丈夫だよというふうに説明は受けているわけですが、先ほど申し上げましたとおり、新たな難視聴地域が想定されるということで、放送を開始した後では対応が追いつかないということで、市独自の施策として今行っているところです。その結果、難視聴地域として把握できた場合においては、国・県並びに放送事業者のほうに、その再度の詳細の調査も含めて、支援について要請をしていくというふうな考え方でございます。

なお、今現在定められている、制定している補助制度は、先ほども御説明しましたとおり、一般質問にもお答えしたとおり、1世帯当たり3万5,000円を超えた部分の事業費に対し、2分の1の国の助成制度があるということが示されております。市としてもその補助残について事業の規模等を把握した上で、できる限り市民の方の負担にならないように、その支援について考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 1点だけお伺いいたします。

12ページでございます。歳出ですが、裁判員制度のシステム改修に108万円、委託料措置されてございます。この制度は21年の5月から実施ということですが、実施までの間どんな手順で進んでいくのかなど。その点をお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（須田一治君） そうすれば、裁判員制度改修についての御説明をいたします。

裁判員制度については、平成21年5月実施となりますが、実施までの流れは次のとおりでございます。最初に、裁判員候補者名簿調製のために、既存住基システムの改修を8月下旬まで実施します。これは名簿調製の母体となるデータ、有権者の氏名、住所、生年月日、本籍を取り込むためのシステム改修でございます。

次に、秋田地方裁判所は、にかほ市の選挙人名簿被登録者数に応じて、9月1日までに裁判員候補者の員数の割り当てをにかほ市選挙管理委員会に通知します。それによって、にかほ市選挙管理委員会では、割り当てられた候補予定者名簿を作成するために、最高裁判所から送付されました名

簿調製プログラムを利用し、磁気ディスクにより調製された名簿を暗号化した上で作成し、10月15日まで秋田地方裁判所に送付する予定になっております。以降について、秋田地方裁判所が12月ころまでに候補者名簿に記載されたことの通知、調査票の送付を行います。その後、実際の事件ごとに名簿の中からくじにより、裁判員候補者を選定します。その後に、裁判の6週間前までに選任手続期日のお知らせ(呼び出し状)になりますけれども、あわせて、質問票等の送付を行い、そして、裁判の当日に選任手続を行い、裁判員を選任します。以上が裁判員選任までの流れでございます。

議長(竹内睦夫君) 4番池田好隆議員。

4番(池田好隆君) もう一点お伺いしたいと思います。

最高裁判所にもこういったたぐいのものがあるんですが、なかなかわかりにくいというふうな話をちょっと承知しているんですが、この候補者の割り当てが来ると。その後、12月ころまでのいろんな作業が出てくるわけですが、にかほ市としての役割といいますが、それはどんな役割があるんですか。それ、もしわかりましたらお伺いしたいと思います。

議長(竹内睦夫君) 選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長(須田一治君) にかほ市の役割ということですが、一応、こちらのほうでは対象となる名簿、そのリストを暗号化されたもので秋田地方裁判所のほうにお送りすると、その作業までがにかほ市の役割ということになります。

ちなみに、実際の事件でうちのほうの割り当ての人数が決まりますけれども、過去3年間の人数で決定されるわけなんですけれども、それから想定される人数としては、にかほ市で名簿として上げる人数については、大体33人ぐらいになる予定というふうなことで認識しております。以上です。

【4番(池田好隆君)「終わります」と呼ぶ】

議長(竹内睦夫君) 議案第74号に対する質疑ほかにございませんか。 — 14番佐々木清勝議員。

14番(佐々木清勝君) 実は、先ほどの竹内議員の質問に対する教育次長さんの回答の件について、確認かたがたしたいのですが、よろしいでしょうか。

議長(竹内睦夫君) はい。

14番(佐々木清勝君) 先ほど竹内議員の南極フェアの40万円の補正予算のことについて質問がありましたが、次長の回答ですと、いわゆる立松和平さんのおっしゃることには、いわゆる白瀬中尉に対する思いが薄いのではないかというような啓発があってこの40万円というものを補正をしましたと。その後の内容を聞いてみますと、結果的にはリーフレットの増刷というふうなお話だったわけですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

議長(竹内睦夫君) 答弁、教育次長。

教育次長(小柳伸光君) お答えいたします。

先ほど竹内議員の御質問に対しまして予算の内訳について若干お答えしたわけなんですけど、ちょっと予算書が、きょうはちょっと手元にないものですから、パンフレット、それからポスター等にもある程度の予算を割いていますが、そのほかにも実は記念講演も予定しておりまして、最後の「しらせ」の艦長さんの品川さんという方を講師にお願いしたいということで、まだはっきり決まって

おりませんけれども、その招聘もしておりますし、それから、演奏会の会場も、ちょっと音響関係が弱いということで、そういう部分についても若干経費がかかるということで補正をお願いしたものでして、全部これが補正したのが全部、ポスター、リーフレットではありませんので、私の答弁でちょっと誤解を与えたかもしれませんけれども、そういう内容になっております。

議長（竹内睦夫君） 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） 今の答弁で、なるほどそういうことかなと思うんですけれども、私の聞き方によると、立松さんがおっしゃられたのはもっと中身のある、将来にわたる「白瀬」ということに対する話でなかったのかなと。やっぱり補正までしてやる事業であるならば、記念講演もあるようでございますけれども、ソフト面での考え方をもうちょっと深めてやっぱりお金を使うということが必要じゃないかなと思います。今ここでとやかく議論はしませんけれども、やっぱり財政難、大変なときでございますので、金が生きると、皆さんと相当創意工夫はしていらっしゃると思うんですけれども、私の素人が聞いても、これで本当に言われたことを全部満足するような形になるのかなと、瞬間そういうふうに思いましたので、ぜひとも公金の使い方については教育次長さんだけじゃなくてもうちちょっとやっぱり中身を掘り下げてやられるように要望して、終わります。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第74号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第74号の質疑を終わります。

次に、議案第75号平成20年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第75号の質疑を終わります。

次に、日程第12、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第74号の審査のため、議長を除く23人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思っております。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。23番山田明議員。

しばらく休憩します。

午後1時29分 休憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(23 名)

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明		

.....

議会事務局職員

議会事務局長	佐 藤 文 一	局長補	佐 藤 谷 博 之
議事調査係長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也	企 画 情 報 課 長	竹 内 規 悦
市 民 課 長	木 内 利 雄	農 林 水 産 課 長	阿 部 誠 一
商 工 課 長	森 孝 良	観 光 課 長	武 藤 一 男

建設課長 齋藤正司 都市整備課長 佐藤 正
教育委員会総務課長 阿部 均

.....
午後1時30分 開 会

年長委員（山田明君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は23人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に23番、私、山田を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、19番佐々木平嗣委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には私、23番山田を、副委員長には19番佐々木平嗣委員が決定しました。

23番、私、山田及び19番佐々木平嗣委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

【年長委員（山田明君）、年長委員としての任を解かれ、一般会計予算特別委員長として議事をとる】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第74号をそれぞれの一般会計予算特別小委員会に審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午後1時33分 散 会
.....

午後 1 時 34 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 13、議案及び陳情、請願の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第 66 号から議案第 75 号までの 10 件は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思いません。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第 6 号から陳情第 10 号までの 5 件及び請願第 2 号は、お手元に配りました陳情文書表及び請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いません。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第 14、請願の紹介を議題とします。今定例会に提出された請願第 2 号ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願の紹介を求めます。2 番佐々木正勝議員。

【2 番（佐々木正勝君）登壇】

2 番（佐々木正勝君） 私からミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願、この請願趣旨については朗読については割愛させていただき、ミニマムアクセス米の今までの経緯と現在の国内の米動向をもって請願趣旨とさせていただきますので、何とか御理解のほどをお願い申し上げます。

ミニマムアクセス米の輸入が開始されたのが平成 7 年であります。当初、国の国内消費量の 4% ほどの 42.6 万トンでしたが、その後、平成 11 年度に関税措置への切りかえが実施され、最低輸入量 76.7 万トンとした。今現在も世界貿易機構 W T O 農業交渉において、新たな農業合意が得られないまま今日まで最低輸入量が 76.7 万トンが維持されている状況下であります。

平成 7 年から今まで輸入された総輸入量は 832 万トンと報告されております。これは国内の 1 年分の生産量に匹敵する量でもあります。また、平成 20 年、今現在のミニマムアクセス米の在庫が 130 万トンに上っている状況下でもあります。

また、国内の米生産状況であるが、国は平成 18 年度に米の適正数量を 833 万トンと決めました。しかし、その年に台風、大雨による全国の作況指数が 96 の不良となり、それにもかかわらず、次年度 19 年産適正数量を 5 万トンも減らし、828 万トンとした。その年は全国の作況が 99 の平年作、秋田県は 102 でありましたけれども、その年、過剰米が生じました。しかしながら、平成 20 年産、今年度ですが、適正数量を昨年の 1.6%、数量にして 13 万トン減の 815 万トンとした。秋田県においては全国で最も高い 4.9% の作付減でした。過剰作付は一般農家の米づくりへの改革への取り組みが薄れている現状もありますが、やはりミニマムアクセス米への国に対する最大限の指摘ではないでしょうか。

今現在、世界の穀物事情は、過剰基調から不足基調へ転機しつつあります。ミニマムアクセス米の輸入を一時停止し、制度の見直しをWTOの場で強力に働きかけることを請願の事項とし、議員各位の賛同を求めるものであります。

以上、紹介いたします。

議長（竹内睦夫君） ただいまの説明に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで請願の紹介を終わります。

暫時休憩します。

午後1時40分 休憩

午後1時53分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後1時53分 散会